

# 聖セシリ亞小学校同窓会会則

学校法人 大和学園

聖セシリ亞小学校

# 聖セシリ亞小学校同窓会会則

## 第1章 総 則

- 第1条（名称） 本会は、学校法人大和学園聖セシリ亞小学校同窓会と称する。
- 第2条（所在） 本会の事務局本部は、神奈川県大和市南林間3丁目10番1号  
聖セシリ亞小学校内に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条（目的） 本会は、会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。
- 第4条（事業） 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会員相互の交流と親睦
  2. 会報の発行
  3. 会員名簿の管理  
※会員名簿は個人情報保護法により公開しない。
  4. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業。

## 第3章 会 員

- 第5条（会員） 本会の会員は次のとおりとする。
1. (正会員) 聖セシリ亞小学校の卒業生
  2. (特別会員) 聖セシリ亞小学校現教職員並びに旧教職員
- 第6条（会員） 会員は、永年会費として、5,000円を卒業時に納入するものとする。但し、2021年度以前の会費納入に関しては任意とする。

## 第4章 役 員

- 第7条（役員） 本会は次の役員を置く。
1. 名誉会長（現校長がこれにあたる）
  2. 会長
  3. 副会長（1名は現教職員とする）
  4. 会計（1名は現教職員とする）
  5. 書記
  6. 監査
  7. 幹事 卒業年次ごとに若干名
- 幹事を除く役員の任期は、2年とし再任を妨げないものとする。

y

#### 第8条（任務）

1. 会長は本会を代表し、名誉会長と協議の上、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
3. 会計は本会の会計事務を行う。
4. 監査は、本会の事業及び会計を監査する。
5. 幹事は各学年を代表して、役員を補佐する。

### 第5章 会議

#### 第9条（会議）

本会の会議は、総会・役員会・幹事会とする。

1. 役員会は、年1回以上開催する。
2. 総会は、年に1回開催するものとし、役員の承認、事業計画の承認、予算決算の承認、会則の変更などを審議する。ただし、総会開催が困難な場合は、名誉会長の承認のもと、役員会が総会に代わって決定することができる。
3. 幹事会は、総会開催年に行う。

### 第6章 会計

#### 第10条（会計）

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとし、会報または、小学校HPにて報告しなければならない。

#### 第11条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

### 第7章 附則

#### 第12条

本会則は2023年3月1日施行する。